

2020年12月1日

# 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた ガス料金の取り扱いについて

---

にかほガス株式会社（代表取締役社長 松下剛）は11月30日、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、12月検針分ガス料金のお支払期限の延長措置を追加決定しましたので、お知らせいたします。

主な概要は以下の通りです。

## 1. 対象のお客さま

にかほガスの都市ガスをご利用いただいているお客さまで、公的支援 「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸し付けを受けたお客さま

※生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金・総合支援資金 につきましては、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認ください。

[生活福祉資金貸付制度 | 厚生労働省](#)

## 2. 対象の料金

4月検針分～12月検針分のガス料金

（11月検針分は、11月1日に公表済み）

## 3. 延長期間

お支払期限から1ヵ月間

## 4. お申し込み方法

お支払期限の延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります。

◇秋田県にかほ市のお客さま

TEL 0184-74-7870

以上